

キッチンスタジオ利用規約

管理者：株式会社ブルックスホールディングス

第1 利用目的

この規約は、施設を利用する者（以下「利用者」という）及び利用者の講座・イベントに参加する者（以下「参加者」という）が me-byo valley BIOTOPIA 内マルシェ棟内のキッチンスタジオ（以下「当施設」という）を利用するに当たり、遵守する事項について定めたものである。

第2 利用にかかる同意

利用者及び参加者は利用前にこの規約を必ず確認し、この規約に同意した上で利用する。

第3 利用方法

利用者は事前に当施設の利用目的を申請し、管理者から了承を受けたうえ利用申込書に必要事項を記入し承諾を得なければならない。

第4 利用制限

利用者又は参加者が利用申込受付後や利用途中において次の各号の一つにでも該当する場合には、管理者の判断で申込みの取消または利用停止の措置をとる場合がある。その場合、利用者又は参加者の今後一切の利用資格をはく奪すると共に管理者に損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとする。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、管理者は一切の責任を負わない。

- (1) 利用者が当施設の利用権の全部または一部を第三者に譲渡あるいは転貸した場合。
- (2) 申込時の利用目的と実際の利用内容が異なる場合。
- (3) 利用申込書の記入内容に偽りがあると管理者が判断した場合。
- (4) 関係法令に反する場合または関係官公署の指示に反する場合。
- (5) 政治活動・宗教活動など公序良俗に反する行為をおこなった場合。
- (6) 反社会的行為およびそれらの活動・組織の利益になると管理者が判断した場合。
- (7) 消防法令で定める危険物の持込による人身事故、建物、施設、設備、備品などを汚損・破損・紛失した場合。
- (8) 音、振動、臭気の発生などにより周囲に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。
- (9) 許認可もしくは資格が必要な内容での開催・利用を、許認可もしくは資格がない状態で開催・利用する場合。
- (10) 管理者からの注意に従わず、また本規約に違反する場合。
- (11) その他、管理上または風紀上不適切であると管理者が判断した場合。

第5 利用料 利用料は別に定める「施設利用料金表」に沿って定める。尚、管理者が料金適用外とみとめたものはこの限りではない。

第6 料金の支払い

1 当施設の利用を管理者が承諾した後、利用者は管理者が指定する方法でその利用料金を支払う。

2 利用者の講座・イベントの参加者はその料金をビオトピアマルシェのレジにて現金で支払う。

第7 キャンセル

1 利用者都合のキャンセルは、キャンセル通告日に応じて以下のキャンセル料が発生する。

なお、使用予定日が複数日に亘る場合は、その初日をもって「使用予定日」とする。

【キャンセル通告日】

申込承諾の通知到達以後使用予定日の6日前まで

使用予定日の5日前から使用予定日の2日前まで

使用予定日の前日・当日以降

【キャンセル料】

利用料金(税込)の20%

利用料金(税込)の50%

利用料金(税込)の100%

2 当日利用時間を15分過ぎても連絡がない場合は、当日キャンセル通告扱いとなる。

第8 免責及び損害賠償

1 施設利用中の展示物及び利用者または参加者の持ち込み品(貴重品を含む)等の盗難・破損事故 および人身事故については、その原因の如何を問わず管理者は一切の責任を負わない。

2 天変地異、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由により利用が中止された場合、利用者または参加者のいかなる損害に対しても管理者は一切の責任を負わない。

3 利用者または参加者が会場内外の建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失させた場合には、管理者はその損害について全額賠償請求する。

4 その他、利用者または参加者が本規約に违背したことによって、管理者が損害を被った場合には、管理者はその損害や付随する損害について全額賠償請求する。

5 管理者の責に帰すべき事由により、利用者または参加者が損害を被り利用者が管理者に対し、その損害の賠償を請求した場合は、管理者は受領した利用料金を限度として賠償する。

6 不測の火災、盗難、機材の破損など、当施設内で発生した利用者または参加者の損害に関しては一切の責任を負わない。

7 食品衛生管理については、利用者の責任で管理し食中毒等の問題が発生した場合、管理

者は一切の責任を負わない。

第9 安全管理

- 1 施設・設備利用中は利用者側の責任の下に防災・防犯の安全管理を行う。
- 2 利用者は、参加者や関係者の安全のために、非常時に備えて非常口や防災設備の位置や構造等を予め確認する。
- 3 会場内には、消防法令で定める危険物の持込は一切出来ない。

第10 利用後の原状回復

- 1 利用終了後は必ず利用前の状態にした後に退出する。また、利用者及び参加者が会場となった施設・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させ、原状回復に費用および作業量がかかると管理者が判断した場合は、その費用は実費にて利用者または参加者に請求する。
- 2 利用終了にあたり発生した残材やごみ等は管理者のルールに従い利用者及び参加者が処理する。また利用者及び参加者は当スタジオ内外にごみを残さない。
- 3 特別な清掃が必要と管理者が判断した場合は、その費用は実費にて利用者に請求する。

第11 反社会的勢力の排除

- 1 利用者または参加者は、利用者または参加者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロ組織等、その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 管理者は、利用者または参加者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、当該利用者又は参加者による利用の停止および解除を行うことができる。
- 3 前項による管理者による利用の停止及び解除により当該利用者または参加者に損害が生じた場合でも、管理者は一切責任を負わない。
- 4 管理者が利用を停止または解除した場合であっても、管理者から当該利用者または参加者に対する損害賠償請求をすることを妨げない。

第12 広告宣伝を目的とした写真の取扱いについて

当施設内での講座・イベントにおける利用者、参加者及び作品の写真については管理者が管理者の媒体での広告宣伝を目的として自由に使用できることに同意する。

第13 個人情報の取り扱い

利用申込時に取得した個人情報については、管理者の個人情報保護に対する基本方針に従って取り扱うものとし、法令等に基づく要請の範囲を超えた利用はしない。

第 14 規約の変更等

管理者は、利用者または参加者に事前に通知することなく、この規約を変更することがあるとともに管理上必要となる措置を講ずることがある。

第 15 合意管轄

管理者と利用者または参加者との間に生じた当施設利用に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 協議解決

本規約に定めのない事項、または本規約もしくは当施設の利用に関して疑義が生じた場合は誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

施行日：令和3年 12月 14日